

【地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会】

○国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案（内閣提出第37号）要旨

本案は、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、補助金等交付財産の処分の制限に係る承認の手続の特例を定める等のほか、経済社会の構造改革及び地域の活性化を図るため、国家戦略特別区域法に規定されている法人農地取得事業に係る農地法の特例措置を構造改革特別区域において実施することを可能とするための規定の整備を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

一 国家戦略特別区域法の一部改正

- 1 補助金等交付財産の処分の制限に係る承認手続の特例として、特定事業の実施に当たっての補助金等交付財産の目的外使用等に関する事項を定めた区域計画について、国家戦略特別区域会議が内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、補助金等交付財産の目的外使用等に係る各省各庁の長の承認があったものとみなすこと。
- 2 情報システム相互の連携を確保するための基盤を整備する者に対して国が行う援助の内容として、当該基盤から提供されるデータの内容の正確性の確保その他の当該基盤の利用における安全性及び信頼性の確保に関する情報の提供等を追加するなどの措置を講ずること。

二 構造改革特別区域法の一部改正

国家戦略特別区域法に規定されている法人農地取得事業について、対象となる法人及び地域に係る要件並びに区域計画の認定に係る関係行政機関の長による同意の仕組みを維持した上で、地方公共団体の発意による構造改革特別区域法に基づく事業に移行するための規定を整備すること。

三 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、令和5年9月1日から施行するものとする。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用等について遺憾なきを期すべきである。

- 一 特定法人による農地取得事業については、遅くとも構造改革特別区域計画の認定の申請期限である令和9年3月末までに、その活用状況を踏まえ、制度の存廃も含めて在り方を検討すること。

- 二 特定法人による農地所有を認めるに当たっては、法人が取得した農地等に係る営農型太陽光発電における農地等の収量基準を満たさない事例の発生をはじめ、当該農地等が目的外使用、転売又は開発行為等により荒廃すること等のないよう、必要な措置を講ずること。
- 三 農林水産大臣が構造改革特別区域計画の認定に係る同意を行う際には、農業経営基盤強化促進法に基づく地域農業経営基盤強化促進計画との整合性など農地法制上の観点から適否を判断すること。
- 四 特定法人による農地取得事業に係る構造改革特別区域計画の認定に当たっては、役員等の国籍、農地の利用目的、資本構成等の事項について確認することとし、認定後においても、これらの事項を毎年確認するよう地方公共団体を指導すること。
- 五 特定法人による農地等の不適正利用を受けた買戻しには地方公共団体に財政面の負担等が生ずることから、地方公共団体が特定法人による農地取得事業の内容を十分に理解した上で導入を検討することができるよう、丁寧な情報の提供等に努めること。また、地方公共団体が買戻し等の適切かつ円滑な対応を行えるよう、適正に利用しているかどうかの判断基準を政府が示す等、必要な措置を講ずること。
- 六 農地等の不適正利用が発生しているにもかかわらず、地方公共団体が農地等の買戻しを行わない場合には、当該地方公共団体に対し、報告の徴収、措置の要求又は認定の取消し等、速やかに、構造改革特別区域法に基づき必要な措置を講ずること。
- 七 外国資本による農地所有に関しては、投資目的等の懸念があることから、その影響について、日本人の雇用の確保、食料安全保障等の観点から速やかに検討を行い、必要な措置を講ずること。
- 八 買戻しが必要となった場合において、原状回復が企業の責任において行われるよう、書面契約を締結するに当たっての留意点を国として示すこと。

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第44号）（参議院送付）要旨

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、地方公共団体等の提案等を踏まえ、地方公共団体に対する義務付けを緩和する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 義務付け・枠付けの見直し等

地方が自らの発想でそれぞれの地域に合った行政を行うことができるようにするため、地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等を行うこととし、関係法律（7法律）の改正を行うこと。

二 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行すること。

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第46号）要旨

本案は、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図るため、個人番号等の利用の促進を図る行政事務の範囲を拡大する等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 個人番号等の利用に関する施策について、社会保障制度、税制及び災害対策に関する分野以外の行政事務においても利用の促進を図るとともに、国家資格に関する事務等における個人番号の利用を可能とすること。
- 二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律について改正後の別表に掲げる事務に準ずる事務において個人番号を利用することを可能とするとともに、情報提供ネットワークシステムにおいて特定個人情報照会及び提供を行うことができる者並びに情報の項目について、主務省令で定めること。
- 三 個人番号カードの本人の写真について、申請の日において一定年齢未満の場合は表示しないとする措置を講ずること。また、医療保険の被保険者証を廃止することとし、あわせて、所要の場合に、医療機関等を受診する際の資格確認のために必要な書面の交付等を求めることができる等の措置を講ずること。
- 四 在外公館における国外転出者に対する個人番号カードの交付及び電子証明書の発行の申請等並びに地方公共団体が指定した郵便局における個人番号カードの交付の申請の受付等を可能とする措置を講ずること。また、個人番号カード用利用者証明用電子証明書による電子利用者証明が行われない場合の利用者の確認に係る措置を定めること。
- 五 戸籍及び住民票等の記載事項並びに署名用電子証明書の記録事項に氏名の振り仮名を追加し、個人番号カードに氏名の振り仮名を記載すること。
- 六 行政機関の長等が預貯金口座情報等を保有している場合に、書留郵便等により預貯金者に対し一定の事項を通知して同意を得たとき又は一定期間を経

過するまでの間に回答がなかったときは、内閣総理大臣は当該預貯金口座情報を公的給付支給等口座として個人番号等とともに登録することを可能とすること。

七 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用等について遺憾なきを期すべきである。

一 マイナンバーの利用範囲及び情報連携の拡大に当たっては、マイナンバー制度に対する国民の不安の払拭に努めるとともに、拡大の必要性について国民に対して丁寧の説明し、十分な理解を得ること。

二 法定事務に準ずる事務におけるマイナンバーの利用及び利用事務に係る情報連携については、本法によって法律改正が今後不要となることに鑑み、国民に広く公開するとともに、その監視・監督状況を定期的に国会に報告すること。

三 マイナンバーカードの取得が任意であることに鑑み、マイナンバーカードの取得を強制しないこと。また、マイナンバーカードを取得していない者に対する不当な差別的取扱いを行わないようにすること。

四 マイナンバーカードの利便性の向上を図るとともに、個人情報の漏えい、システム障害の防止及びセキュリティの向上に万全を期すこと。また、マイナンバーカードを取得する際の厳格な本人確認を徹底すること。

五 健康保険証の廃止に伴い、資格確認書の申請漏れ等により現物給付による保険診療を受けることができない者が生じないよう、保険者が資格確認書を速やかに交付するなど、全ての被保険者が確実に保険診療を受けることができるための措置を講ずること。

六 オンライン資格確認等システムの医療機関等における整備を速やかに完了させるため、必要な措置を講ずること。また、電子証明書の有効期限切れに伴って医療機関等での利用に支障が生じないよう、対応について速やかに検討を行い、必要な措置を講ずること。

七 マイナンバーカードの券面記載事項については、性別を削除するなど、性の多様性や人権に配慮するよう検討すること。

八 マイナンバーカードの交付日数の更なる短縮を図るため、必要な措置を講ずること。また、マイナンバーカードの紛失・盗難時における速やかな再発

行が可能となるよう、発行体制の在り方について検討すること。

九 地方公共団体が指定した郵便局におけるマイナンバーカードの交付の申請の受付等を開始するに当たっては、過疎地の郵便局における負担の軽減に努めるとともに、必要な支援を行うこと。

十 戸籍等の記載事項へ氏名の振り仮名を追加するに当たっては、本法の趣旨や振り仮名の届出等に関して、届出等に係る国民や地方公共団体の負担の軽減を図るため、国民へ丁寧な説明を行うとともに、地方公共団体の業務の支援策を講ずること。また、高齢者や障害者等、届出等が困難な層に対しては、十分に配慮すること。

十一 戸籍等の記載事項へ氏名の振り仮名を追加するに当たっては、本人が現に使用している振り仮名とは異なる振り仮名が記載されることのないよう配慮するとともに、「戸籍法等の改正に関する要綱」において「幅広い名乗り訓等を許容してきた我が国の命名文化を踏まえた運用とする」とされたことに鑑み、今後新しく生まれる名乗り訓の許容範囲を幅広く担保すること。

十二 公金受取口座の登録の通知に際しては、登録の趣旨等を国民に広く周知するとともに、通知から回答に要する十分な期間を確保すること。なお、本法に基づき登録された口座の利用目的の拡大や流用は厳に行わないこと。

○デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案（内閣提出第47号）要旨

本案は、デジタル社会形成基本法に基づくデジタル社会の形成に関する施策として、情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しを推進するため、デジタル社会形成基本法、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律等の関係法律について所要の規定の整備を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

一 デジタル社会形成基本法の一部改正

情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しを、デジタル社会の形成に関する施策の策定に係る基本方針として位置付けること。

二 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部改正

1 行政機関等における情報通信技術の効果的な活用や規制の見直しに資する情報の公表及び活用について定めること。

2 フロッピーディスク等の記録媒体を提出することとされている申請等の行政手続について、オンラインにより行うことができるようにすること。

三 書面掲示規制に係る個別法の改正

特定の場所における書面の掲示を求めている書面掲示規制について、その内容をインターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととする等の措置を講ずること。

四 施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用等について遺憾なきを期すべきである。

- 一 デジタル化の推進により、人手不足の解消や新しい産業の創出が期待される一方、雇用が失われる懸念があることに鑑み、労働移動が公正なルールに基づいて行われるよう留意すること。
- 二 令和5年1月、国土交通省近畿地方整備局の河川監視カメラに不正アクセスがあった事案を踏まえ、不正アクセスや情報漏えい等を防止するため、セキュリティ対策の一層の向上を図ること。
- 三 標識、利用料金等の書面掲示規制の見直しに当たっては、適用除外となる中小・零細事業者の範囲を適切に定めた上で、周知徹底すること。また、今後、法令改正を行う必要が生じたとしても、中小・零細事業者に対するデジタル化の強制とならないよう留意すること。
- 四 定期検査・点検規制のデジタル化に当たっては、事故が発生した際の責任の所在に留意しつつ、安全性の確保に万全を期すこと。また、安全性を確保する手法として、デジタル技術を過信せず、人的な技術力の向上にも努めること。特に、保育に関する規制については、こどもの生命や身体の安全を守り、保育の質を維持するため、原則、年1回以上の実地検査を行うこと。
- 五 土地区画整理事業における建築物等の移転又は除却に関する公告等のデジタル化に当たっては、デジタル技術に不慣れな人も情報を得ることができるよう配慮すること。
- 六 警備業、自動車運転代行業及び探偵業に関する認定証や届出証明書の廃止に当たっては、認定を受けた事業者や届出をした事業者の信用性を担保するとともに、消費者トラブルを防止するため、必要な対策を講ずること。

○令和5年3月予備費使用及び令和5年度予算に係る子育て関連給付金に係る差押禁止等に関する法律案（地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員長提出、衆法第12号）要旨

本案は、令和5年3月予備費使用及び令和5年度予算に係る子育て関連給付金について、その支給の趣旨に鑑み、その支給を受けることとなった者が自ら使用することができるようにするため、差押えを禁止する等の措置を講じようとするもので、その内容は次のとおりである。

一 定義

この法律において「令和5年3月予備費使用及び令和5年度予算に係る子育て関連給付金」とは、「令和5年3月予備費使用に係る子育て世帯生活支援特別給付金」及び「令和5年度予算に係る出産・子育て応援給付金」をいうこと。

二 差押禁止等

- 1 令和5年3月予備費使用及び令和5年度予算に係る子育て関連給付金（以下「子育て関連給付金」という。）の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこと。
- 2 子育て関連給付金として支給を受けた金銭その他の財産は、差し押さえることができないこと。

三 非課税

租税その他の公課は、子育て関連給付金として支給を受けた金品を標準として課することができないこと。

四 施行期日等

1 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

2 経過措置

この法律は、この法律の施行前に支給を受け、又は支給を受けることとなった令和5年3月予備費使用に係る子育て世帯生活支援特別給付金についても適用すること。ただし、二の適用については、この法律の施行前に生じた効力を妨げないこと。

○令和5年3月予備費使用に係る低所得者世帯給付金に係る差押禁止等に関する法律案（地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員長提出、衆法第26号）要旨

本案は、令和5年3月予備費使用に係る低所得者世帯給付金について、その支給の趣旨に鑑み、その支給を受けることとなった者が自ら使用することができるようにするため、差押えを禁止する等の措置を講じようとするもので、その内容は次のとおりである。

一 定義

この法律において「令和5年3月予備費使用に係る低所得者世帯給付金」とは、令和5年3月28日に閣議において決定された予備費の使用に基づく新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち、住民税非課税世帯等に対する3万円を上限とする給付金の支給を目的として交付されるものを財源として、市町村（特別区を含む。）から支給される給付金をいうこと。

二 差押禁止等

- 1 令和5年3月予備費使用に係る低所得者世帯給付金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこと。
- 2 令和5年3月予備費使用に係る低所得者世帯給付金として支給を受けた金銭その他の財産は、差し押さえることができないこと。

三 非課税

租税その他の公課は、令和5年3月予備費使用に係る低所得者世帯給付金として支給を受けた金品を標準として課することができないこと。

四 施行期日等

1 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

2 経過措置

この法律は、この法律の施行前に支給を受け、又は支給を受けることとなった令和5年3月予備費使用に係る低所得者世帯給付金についても適用すること。ただし、二の適用については、この法律の施行前に生じた効力を妨げないこと。